

北海道獣医師会部会規程

昭和 47 年 2 月 10 日 設 定
中 略
平成 29 年 5 月 24 日 一部改正
平成 29 年 12 月 13 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、北海道獣医師会定款第 41 条第 1 項の規定に基づき設置する部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置と所掌業務の範囲)

第 2 条 設置する部会とそれが所掌する業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 産業動物臨床部会 : 産業動物臨床に関する事項
- (2) 小動物臨床部会 : 小動物臨床に関する事項
- (3) 行政部会 : 家畜衛生・畜産、公衆衛生並びに動物愛護に関する事項
- (4) 国際交流協力部会 : 国際交流・協力に関する事項
- (5) 野生動物部会 : 野生動物などの保護管理に関する事項

(部会の編成)

第 3 条 各部会は部会員 17 名以内をもって組織する。

2 部会員は、前条第 1 号から第 3 号の部会にあつては、それぞれ関係する職域理事及び支部長あるいは関係職域から推薦された者を、前条第 4 号及び第 5 号の部会にあつては、関係職域から推薦のあつた者及び学識経験を有する者を会長が委嘱する。ただし、会長が必要と認めるときは、これらに該当しない者を委嘱することができるものとする。

3 部会員の任期は 2 年とする。ただし、部会員の辞任により新たに委嘱された部会員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会の運営)

第 4 条 各部会に部会長 1 人、副部会長 1 人をおく。

2 部会長は、第 2 条第 1 号から第 3 号までの部会にあつては、それぞれ関係する職域理事が担うものとし、同条第 4 号及び第 5 号の部会にあつては、部会員の互選とする。副部会長は、部会員の互選とする。

3 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の開催)

第 5 条 部会は、会長が招集する。

2 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決す

るところによる。

(部会の審議)

第 6 条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 会長が諮問または提案する事項。
 - (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号の部会にあつては役員選任規程第 5 条 (5) に基づく職域理事の推薦。
 - (3) 部会長が必要と認めた事項。
 - (4) 委員から提案され審議が必要と認められた事項。
- 2 部会において専門的事項を調査審議するため、必要に応じ小委員会を設けることができる。

(部会の答申)

第 7 条 部会長は、審議の経過または結果を会長に答申または具申しなければならない。

- 2 会長は、部会の答申または具申を理事会に報告する。

(日本獣医師会職域部会との連携)

第 8 条 部会は、日本獣医師会職域部会と連携し、原則として部会長をそれぞれ関係する日本獣医師会の職域部会の委員に推薦する。なお、動物福祉・愛護部会および職域総合部会の委員は会長が別に推薦する。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、理事会で定める。

附 則

1. この規程の変更は、平成 11 年 2 月 10 日から施行する。
2. ～11. 略
12. この規程の変更は、平成 29 年 12 月 13 日から施行する。